

中野市こども家庭センターの設置について

1 こども家庭センター設置の背景（国の動向）

■ 平成 28 年に成立した児童福祉法等の一部改正する法律において、次の整備を進めてきた。

① 子育て世代包括支援センター

妊産婦及び乳幼児の実情把握、妊娠・出産・子育てに関する各種相談、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整など、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的に支援

② 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦に関する福祉（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整等）の一体的な支援



■ 全国的に、双方の機関で情報が共有されず、支援が届かない事例が指摘され、令和 4 年に母子保健法と児童福祉法を改正し、双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談支援機関である、**こども家庭センター**の設置を、市町村の努力義務とした。（施行日：令和 6 年 4 月 1 日）

2 本市の状況

- 中野市子育て世代包括支援センター ⇒ **健康福祉部健康づくり課** が所管

- ・ 母子健康手帳交付
- ・ 妊娠、出産、子育てにわたるまでの切れ目のない伴走型相談支援
- ・ 赤ちゃん訪問、乳幼児健診
- ・ 産前産後サポート、産後ケア 等

- 中野市子ども家庭総合支援拠点 ⇒ **子ども部子ども相談室** が所管

- ・ 子ども（18歳まで）やその家庭に関する総合相談
- ・ 児童虐待、ヤングケアラーなどを含む要支援、要保護児童及び特定妊婦への支援
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営
- ・ 児童相談所を始めとする関係機関との連絡調整や円滑な連携 等

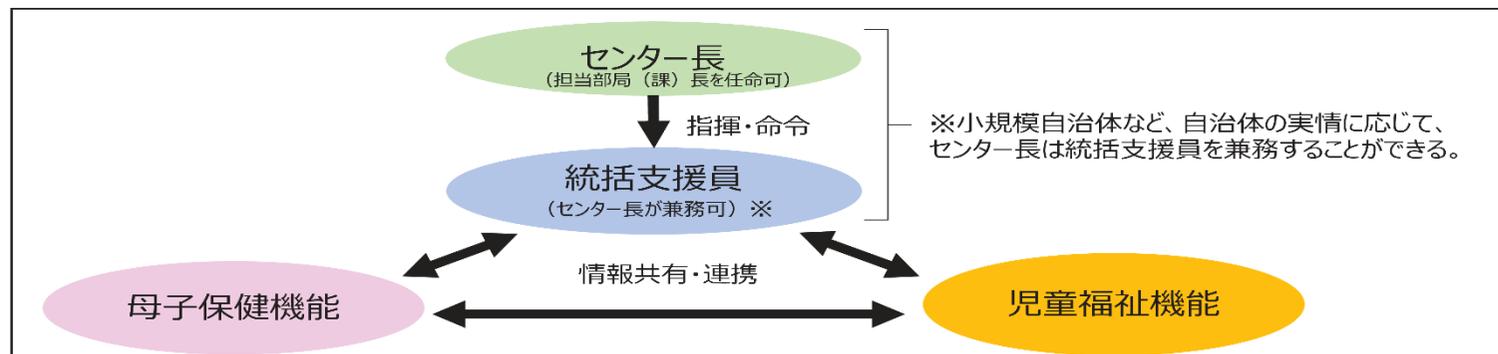
- 本庁舎2階で隣接して業務を行っており、一体的な支援を図っている。



3 中野市こども家庭センターにおける一体的支援体制

- 中野市子育て世代包括支援センターと中野市子ども家庭総合支援拠点を統合し、それぞれの機能をもった **中野市こども家庭センター**を、**令和6年4月1日**に設置する。
- 主に母子保健の相談等を担当する保健師等と主に児童福祉の相談等を担当する保健師や社会福祉士等により、本庁2階で業務を実施する。
- 健康福祉部、子ども部にまたがる機関であるが、その垣根を越えて、母子保健部門と児童福祉部門が適切に連携協力し、市民の利便性を第一に考え、妊産婦、子ども、子育て世帯に対する一体的な相談・支援を行う。

【こども家庭センターの組織】



■ 今後は、広報なかの、SNS、中野保健センター・保育所・子育て支援センター等へポスターを掲示するなどし、周知を図る。

2024/2/20

P 3